

青梅市と株式会社エイチ・アイ・エス、
株式会社さとゆめおよび沿線まると株式会社
との包括連携協定書

令和 7 年 7 月 1 6 日

青梅市と株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社さとゆめおよび沿線まると株式会社との包括連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）、株式会社エイチ・アイ・エス（以下「乙」という。）、株式会社さとゆめ（以下「丙」という。）および沿線まると株式会社（以下「丁」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙および丁が相互に密接に連携し、それぞれの資源または人材を有効に活用した協働による活動を推進し、甲の区域内における活力ある地域社会の形成および発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙および丁は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 地域振興および地方創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に關すること。
- (2) 観光および地域の魅力発信に關すること。
- (3) 外国人観光客誘致（インバウンド）に關する戦略策定および実行に關すること。
- (4) 観光施設等への誘客促進に關すること。
- (5) 関係人口（甲または甲の区域内の地域の人々と関わりを有する者をいう。）の創出に關すること。
- (6) 企業の誘致および連携に關すること。
- (7) S D G s（持続可能な開発目標をいう。）の推進に關すること。
- (8) 自然環境の活用および保全に關すること。
- (9) 文化および産業に關すること。
- (10) ふるさと納税に關すること。
- (11) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に關すること。

2 前項各号に掲げる事項にかかる具体的な事業の実施については、甲、乙、丙および丁が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲、乙、丙または丁のいずれかが書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から同一の内容で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第4条 甲、乙、丙または丁のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度甲乙丙丁協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（協定の解約）

第5条 甲、乙、丙または丁のいずれかが、この協定の解約を申し出たときは、甲乙丙丁協議の上、この協定の解約を行うことができるものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲、乙、丙および丁は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と関係を持たないことを約する。

2 甲、乙、丙および丁は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（1）脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求

（2）風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いた信用毀損または業務妨害

（3）前2号に掲げる行為に類似するもの

3 甲、乙、丙および丁は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何らの通知または催告を要せず、ただちにこの協定を解除することができる。

（守秘義務）

第7条 甲、乙、丙および丁は、この協定にもとづく事業において

知り得た秘密事項を、この協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示または漏えいをしてはならず、この協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の決定）

第 8 条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、これを解決するものとする。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙、丙および丁がそれぞれ署名して、各自がその 1 通を所持するものとする。

令和 7 年 7 月 1 6 日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利明

乙 東京都港区虎ノ門 4 - 1 - 1

株式会社エイチ・アイ・エス

法人営業本部長 加治木 宏

丙 東京都千代田区九段南 3 - 4 - 5

株式会社さとゆめ

代表取締役 嶋田 俊平

丁 東京都西多摩郡奥多摩町棚澤 3 9 0

沿線まると株式会社

取締役 田治米 伸康